

熊野川流域景観計画



三重県

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
第2章 景観特性と課題	2
1 熊野川流域の景観特性.....	2
(1) 概況.....	2
(2) 景観構造.....	5
(3) 世界遺産登録.....	8
(4) 土地利用規制.....	11
(5) 景観特性.....	12
(6) 各集落の景観特性.....	26
2 景観づくりの課題.....	34
(1) 熊野川流域における景観構成要素の一体的な保全.....	34
(2) 熊野川流域における景観資源がもつ重要性の共通認識.....	34
(3) 熊野川流域の眺望景観や景観資源の活用.....	35
第3章 良好な景観づくりに関する方針	36
1 基本方針.....	36
(1) 世界遺産を有する地域にふさわしい景観づくり.....	36
(2) 災害に対する復旧・復興への備え.....	36
(3) 「景観づくり」による地域活性化の後押し.....	37
2 役割.....	38
(1) 流域住民等の役割.....	38
(2) 行政の役割.....	39
第4章 良好な景観づくりのための誘導方策	40
1 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）.....	40
2 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）.....	41
(1) 景観形成基準.....	41
(2) 届出対象行為.....	46
(3) 届出の対象外となる行為.....	47
(4) 特定届出対象行為.....	48
参考資料	49
1 熊野川流域における景観資源.....	49
2 良好な景観づくりに資する取組事例.....	50

第1章 計画策定の背景と目的

三重県南部を流れる熊野川の流域は、その多くが急峻な山岳地帯にあり、全国的にも温暖で雨が多く、スギやヒノキなどの針葉樹のほか、落葉樹や常緑広葉樹もみられます。また、熊野川沿いの山麓部には、先人たちによって築かれた石積みの集落が点在し、その素朴な佇まいに、悠久の歴史が偲ばれます。

このような自然と人為がみごとに調和した景観は、この地域の大きな魅力となっています。

古来、この流域では林業が盛んに行われ、熊野川は木材の輸送路として流域各地を結ぶ重要な役割を果たしてきました。近年、人口減少や高齢化が急速に進む中、人々が安心して暮らしていけるよう、地域資源を生かした産業や観光の発展が望まれています。また、「昔は大雨が降っても一週間くらいで澄んだ」という熊野川も、濁水が長期化しているといわれており、地域らしさを取り戻すためにも流域全体が連携し、改善に向けた工夫をしていくことが期待されています。

熊野川は、かつて「川の参詣道」と呼ばれ、熊野信仰が盛んになった平安時代以降、熊野川沿いの「川丈街道（川端街道）」とともに、熊野三山に向かう参詣者で賑わいました。

平成16年7月7日には、熊野三山などの山岳霊場とともに、熊野川を含む熊野古道の文化的価値が、ユネスコ（UNESCO/国際連合教育科学文化機関）の世界遺産委員会において認められ、三重、和歌山、奈良の3県にまたがる世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」として登録されました。

近年では、熊野川の世界遺産への登録や、古くから多くの旅人を魅了してきた川舟下りの復活などにより、熊野川流域の景観が来訪者の目に触れる機会が増えました。平成26年には世界遺産登録10周年を迎え、地域振興のためのさまざまな取組の推進とともに、より多くの人々が集う地域として、さらに活性化し、発展していくことが望まれています。

豊かな自然と人々の営みにより、長い時間をかけて育まれてきた熊野川流域の景観は、高い文化的価値を有する人類共有のかけがえのない資産です。この資産を守り、次の世代へ引き継いでいくためには、熊野川流域の人々や市町、対岸に位置する和歌山県などとも連携・協調した広域的な景観形成の取組が必要です。

このようなことから、世界遺産の登録資産である「熊野参詣道（熊野川）」と、その緩衝地帯に加え、山麓部の集落や背後の山並みなどを流域として一体的に捉えるとともに、世界遺産を有する地域にふさわしい景観を形成していくため、景観法に基づく「熊野川流域景観計画」を策定します。

第2章 景観特性と課題

1 熊野川流域の景観特性

(1) 概況

熊野川（水系名：新宮川^{しんぐうがわ}、河川名：熊野川）は、奈良県南部の大峰山脈の山上ヶ岳^{さんじょうがたけ}（奈良県吉野郡天川村^{てんかわむら}、標高1,719m）を源流とし、三重県熊野市紀和町小船^{こぶね}と和歌山県新宮市熊野川町宮井の境界付近で、大台ヶ原^{おおだいがはら}を源流とする北山川と合流してからは、三重県と和歌山県の県境を流れ、熊野灘に注ぐ、幹川流路延長183km、流域面積2,360km²の一級河川です。

熊野川の流域（※）は、奈良、和歌山、三重の3県にまたがっており、その多くが「近畿の屋根」とも呼ばれる急峻な山岳地帯に属し、熊野川や支川の北山川などは、山地の間を屈曲しながら流下しています。また、平野は河口付近の一部にしかなく、河口部には砂州が発達しています。熊野川の流域の土地利用は、森林が約95%、水田や畑地等の農地が約1.5%、宅地が約0.5%、その他が約3%となっています。

熊野川の流域は、吉野熊野国立公園に指定されるなど、美しい渓谷をはじめとする豊かな自然がみられ、特に、北山川の瀨峡^{どろきょう}（瀨八丁^{どろはっちょう}）は、国の特別名勝及び天然記念物に指定され、日本屈指の景勝地となっています。これらの美しい景観を楽しむため、熊野川では川舟下りが、北山川では瀨峡を巡る観光船や観光筏下り^{いかだ}などが行われています。また、熊野川の流域は雨が多く、豊富な水量と急峻な地形を利用した水力発電施設も立地しています。



熊野川と紀伊山地の山並み

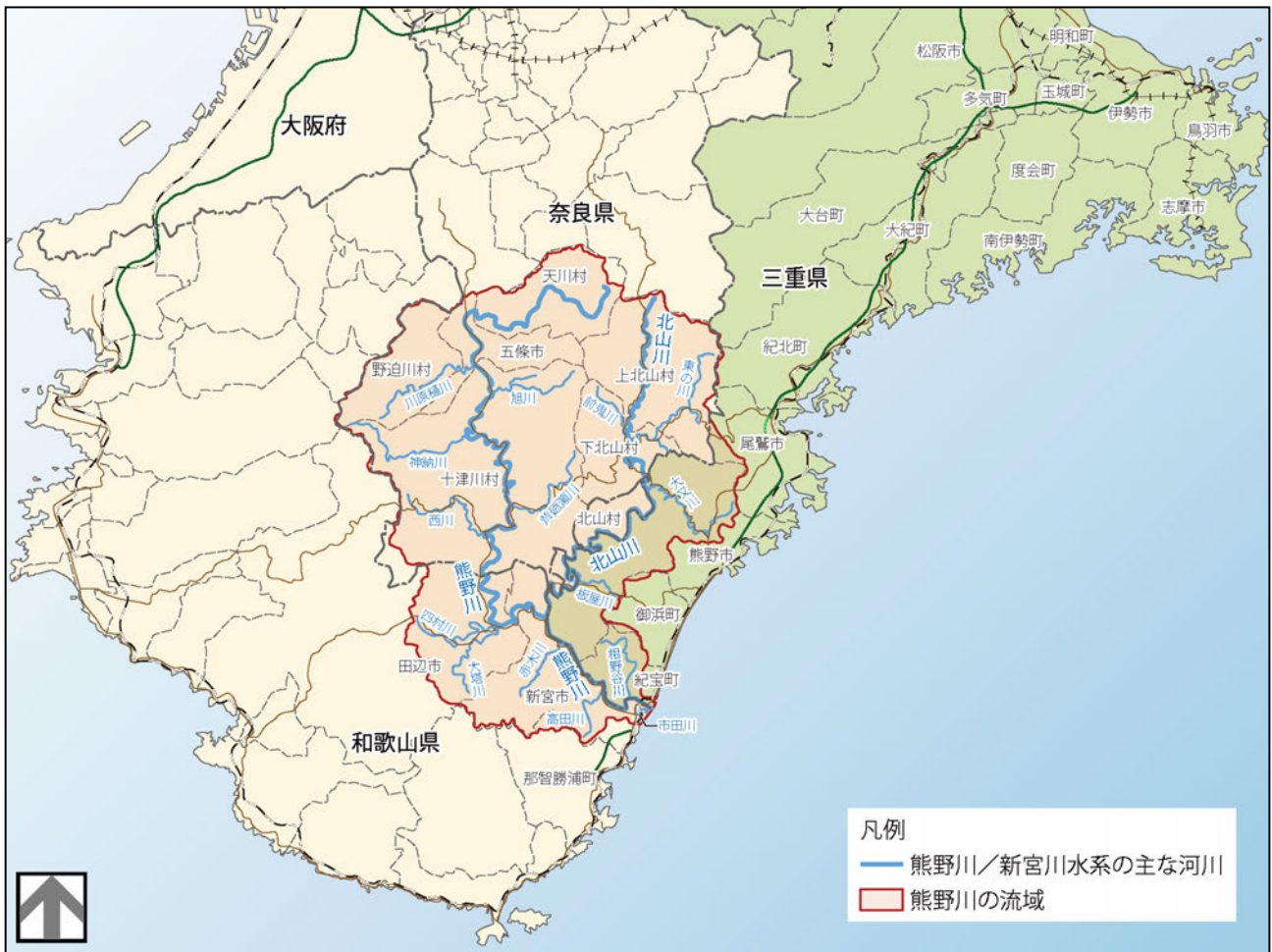
熊野川の流域は、熊野三山や大峯山など、古くから熊野信仰や修験道の霊場として栄えた歴史を持ち、参詣者は、熊野本宮大社^{くまのほんぐうたいしゃ}へ参詣した後、舟で熊野川を下り、河口付近の熊野速玉大社^{くまのはやたまたいしゃ}へ参詣することが多かったことから、熊野本宮大社から熊野速玉大社までの区間は「川の参詣道」と呼ばれ、平成16年に登録された世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の一つとなっています。

なお、熊野川は、奈良県の天川村や五條市では天ノ川^{てんのかわ}、十津川村では十津川^{とつかわ}と呼ばれています。また、旧河川法準用令に基づく準用河川としての県報への告示（和歌山県：大正5年、三重県：大正6年）や、旧河川法による河川認定（昭和3年）では新宮川という名称が使われてきました。昭和45年に一級河川として指定された際も新宮川という名称でしたが、地元では、熊野川という呼称が定着していたことから、平成10年に熊野川に改称されました。ただし、水系名は、新宮川水系のままとなっています。



「川の参詣道」と呼ばれた熊野川

図1 熊野川の位置と新宮川水系の主な河川



※ 本景観計画では、熊野川の周辺地域を表す言葉を、次のとおり使用します。

「熊野川の流域」

熊野川及び支川の北山川などを含めた、新宮川水系の河川の流域

「熊野川流域」

本景観計画の対象となる熊野川と北山川との合流点から、熊野川と相野谷川との合流点までの左岸流域

(2) 景観構造

① 概要

熊野川流域は、起伏に富んだ紀伊山地が大部分を占め、蛇行しながら流れる熊野川から山々が急峻に立ち上がるなど、豊かな自然景観が形成されています。

熊野川は、北山川と合流してからは、三重県と和歌山県の県境になっています。また、左岸と右岸では、地形や施設の立地等について、対照的な景観がみられます。

ア 熊野川左岸（三重県側）

熊野川左岸には、熊野川と並行して県道小船紀宝線が通っています。県道小船紀宝線は、主に地元住民が利用する生活道路で、交通量は少なく、道幅も広くありません。特に、熊野市紀和町和気^{わけ}から紀宝町浅里^{あさり}までの区間は、道幅が3mほどで、車がすれ違うことも困難な箇所があります。

集落や農地は、山麓部の平地や緩やかな傾斜地に形成されており、約1～2km（市町界付近では約7km）の間隔で点在しています。

また、大規模な観光施設や産業施設はなく、小船集落の「小船梅林」や浅里集落の「飛雪の滝^{ひせつたき}キャンプ場」などがみられる程度です。

イ 熊野川右岸（和歌山県側）

熊野川右岸には、熊野川と並行して国道168号が通っています。国道168号は、熊野川河口の新宮市から田辺市本宮町や奈良県十津川村を経て、奈良県五條市を結ぶ2車線の幹線道路で、交通量は比較的多くなっています。

河口付近の平地部には新宮市の市街地が広がっていますが、上流へ行くにつれ、急峻な山々が熊野川まで迫っている区間が比較的連続し、一部のまとまった集落や農地を除き、左岸側のような集落景観はみられません。

また、瀨峡観光のウォータージェット船乗船場などの観光施設をはじめ、新宮市熊野川行政局の庁舎、市クリーンセンターなどの公共施設や、コンクリート工場などの産業施設が立地しています。



県道小船紀宝線（熊野川左岸）



国道168号〔日足道路^{ひたつ}〕（熊野川右岸）

② 景観構成要素

熊野川流域における主な景観構成要素は、次のとおりです。

ア 河川

熊野川は、山々の間を大きく蛇行しながら、概ね北西から南東に向かって流れ、熊野灘に注いでいます。

熊野川の水面、河原、川沿いの奇岩の背後には山々が折り重なり、変化に富んだ景観を見ることができます。



大きく蛇行する熊野川



熊野川に広がる河原

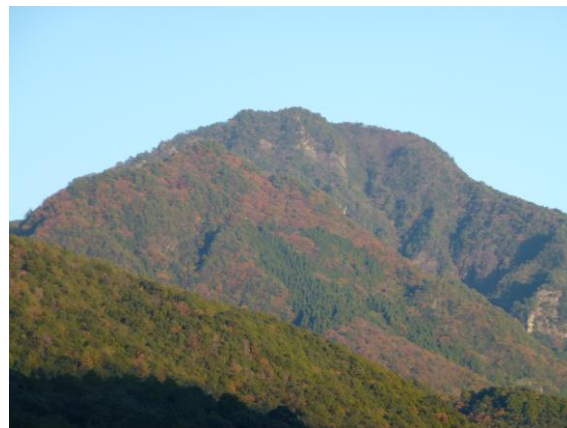
イ 山地

熊野川流域は、大部分が山間部に位置し、起伏に富んだ紀伊山地の山々が熊野川から急峻に立ち上がっています。

山地には、スギやヒノキなどの人工林による美しい森林景観が広がっており、一部には天然林が残るなど、四季の彩り豊かな景観を見ることができます。



熊野川から急峻に立ち上がる山地
(飛鉢ノ峰)



彩り豊かな森林

ウ 道路

熊野川流域には、県道小船紀宝線が通っています。道幅が狭い箇所が多く、利用するのは主に地元住民や熊野川の釣り客などに限られるため、交通量は多くありません。また、和気集落と浅里集落の間は特に道幅が狭く、通行する車はほとんどありません。

また、熊野川右岸との間を往来する橋は、河口付近に架かる新熊野大橋・熊野大橋（国道42号）と、熊野市紀和町和気と新宮市熊野川町日足を結ぶ三和大橋があります。



県道小船紀宝線



三和大橋

エ 集落・農地

熊野川流域には、県道小船紀宝線やそれに接続する市町道に沿って、7つの集落が点在しており、山麓部の平地や緩やかな傾斜地に石を積み上げた特徴的な集落景観がみられます。

また、各集落には、まとまりのある農地や小規模な棚田状の農地などがみられます。



山麓部の傾斜地に立地する和気集落



まとまりのある農地（浅里集落）

(3) 世界遺産登録

平成16年に、三重、和歌山、奈良の3県にまたがる世界遺産として登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」は、「吉野・大峯」「熊野三山」「高野山」の3つの山岳霊場と、これらを結ぶ「大峯奥駈道」「熊野参詣道」「高野山町石道」、そして、その周辺を取り巻く文化的景観（※）で構成されています。

霊場「熊野三山」は、紀伊山地の南東部にあり、相互に20～40kmの距離を隔てて位置する「熊野本宮大社」「熊野速玉大社」「熊野那智大社」の3つの神社と、熊野那智大社と一体となって発展してきた「青岸渡寺」「補陀洛山寺」の2つの寺院からなっています。

「熊野参詣道」は、熊野三山に参詣する道で、沿道の山岳や森林と一体となった文化的景観を形成しており、京都方面からの参詣のために最も頻繁に使われた「中辺路」、高野山との間を結ぶ「小辺路」、紀伊半島南部の海岸沿いを通る「大辺路」、伊勢神宮との間を結ぶ「伊勢路」などからなっています。

川の参詣道である「熊野川」は、中辺路の一部として位置づけられ、熊野本宮大社から熊野速玉大社までの区間のうち、川の中央部に当たる幅10mの帯状の区域が世界遺産として登録されています。

なお、世界遺産の登録資産は、国の史跡、名勝、天然記念物や重要文化財などにも指定されており、「熊野川」は、平成12年に、熊野速玉大社やその社地である「御船島」などとともに、国の史跡に指定されています。



熊野速玉大社



御船島（熊野速玉大社の社地）

※ 「文化的景観」

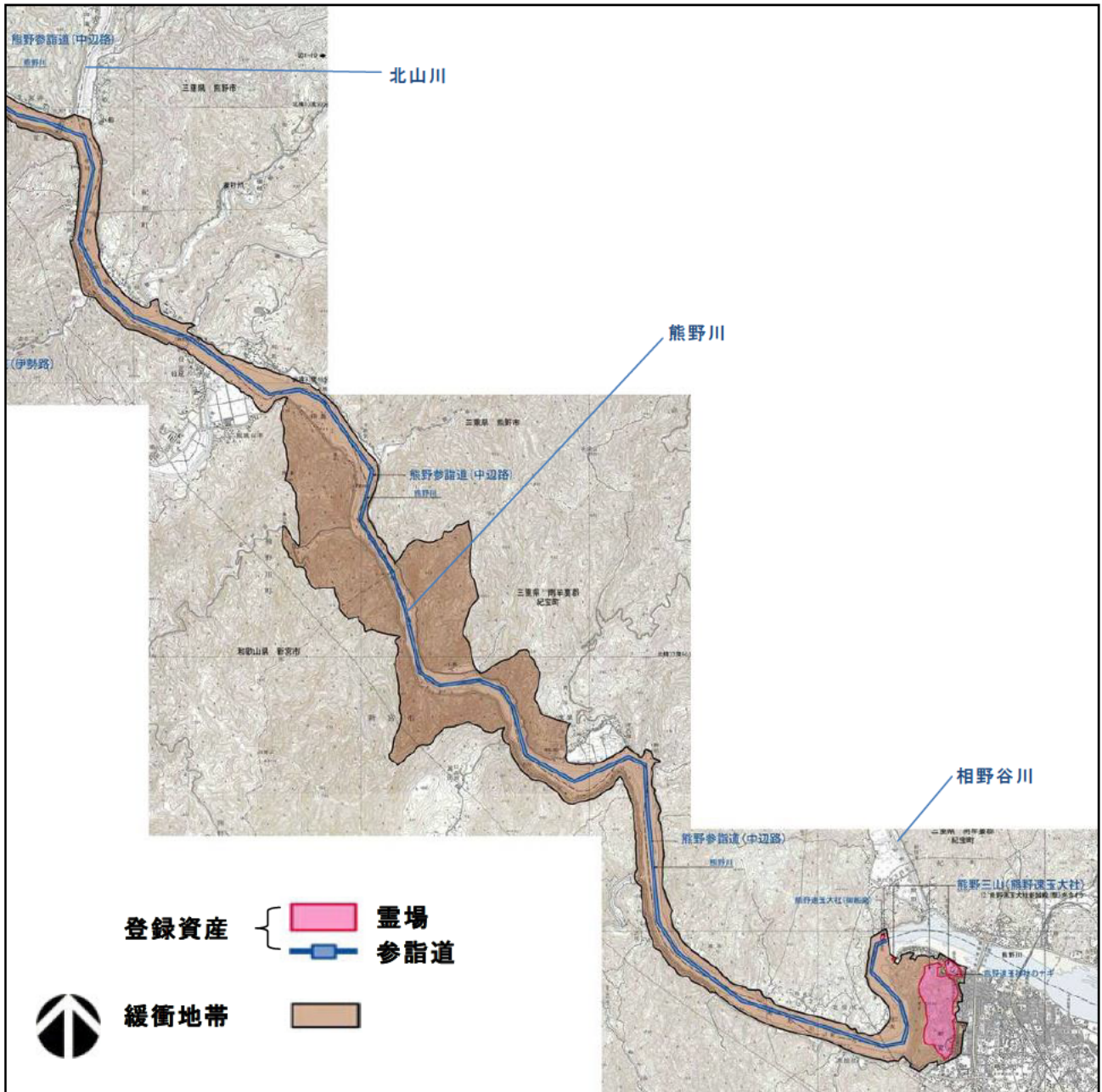
地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第2条第1項第5号）

図2 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録資産



資料：世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画

図3 登録資産（熊野川、熊野速玉大社、御船島）の位置及び周辺環境図



資料：世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画

(4) 土地利用規制

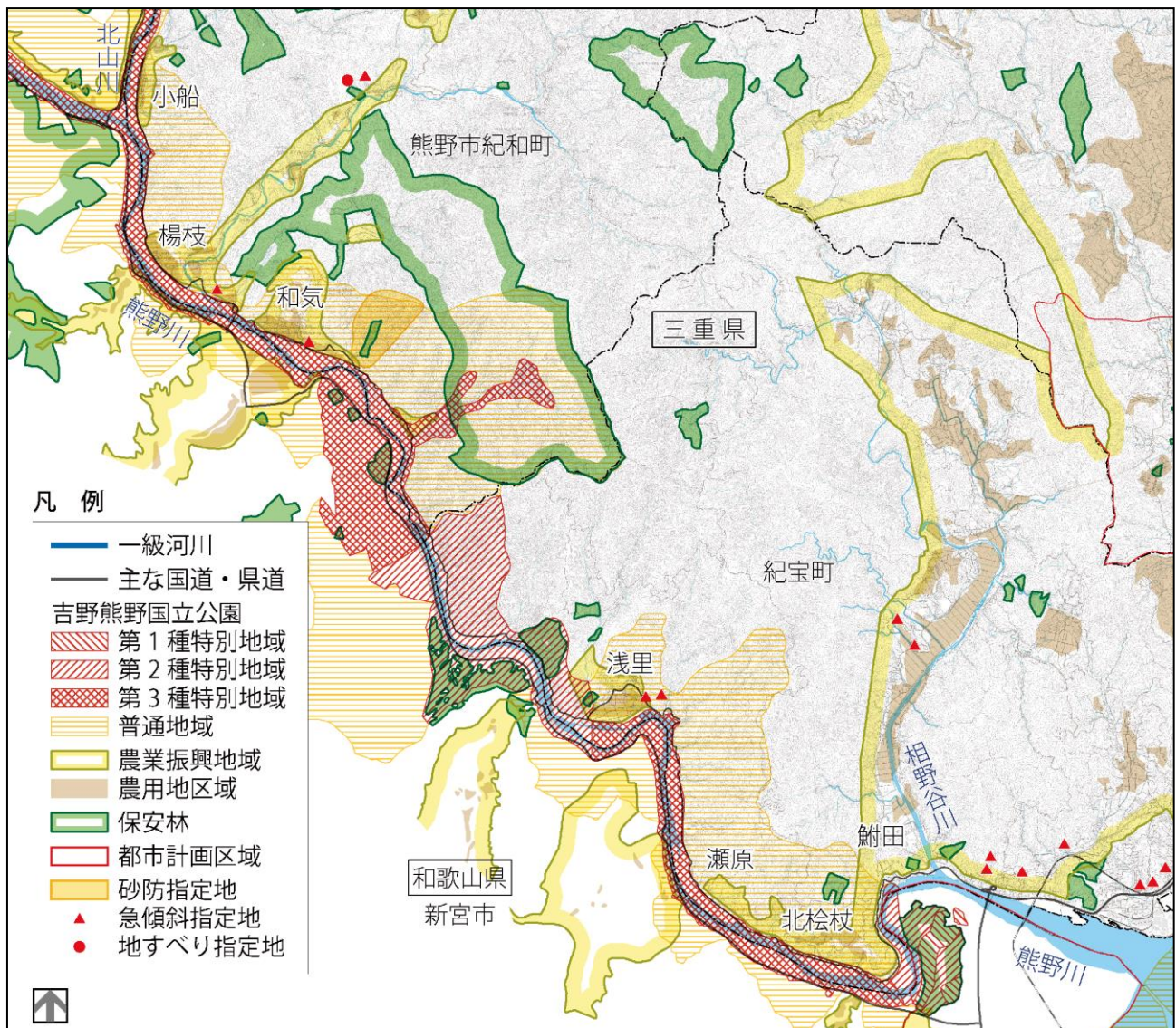
世界遺産の登録資産（コアゾーン）である熊野川は、自然公園法に基づく第2種又は第3種特別地域並びに河川法に基づく河川区域に位置します。また、緩衝地帯（バッファゾーン）についても同様です。（ただし、緩衝地帯の一部は河川区域外となっています。）

熊野川周辺の山林の多くは、自然公園法に基づく第2種又は第3種特別地域や普通地域、森林法に基づく保安林などに指定されています。

熊野川流域の集落やその周辺の農地については、自然公園法に基づく普通地域や農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用区域に指定されているところが多くなっています。

なお、本景観計画の対象区域内には、都市計画法に基づく都市計画区域の指定はなく、周辺で都市計画区域の指定を受けているのは、和歌山県新宮市の市街地のみです。

図4 土地利用規制図



(平成24年3月)

(5) 景観特性

① 自然的特性

ア 地勢・地形

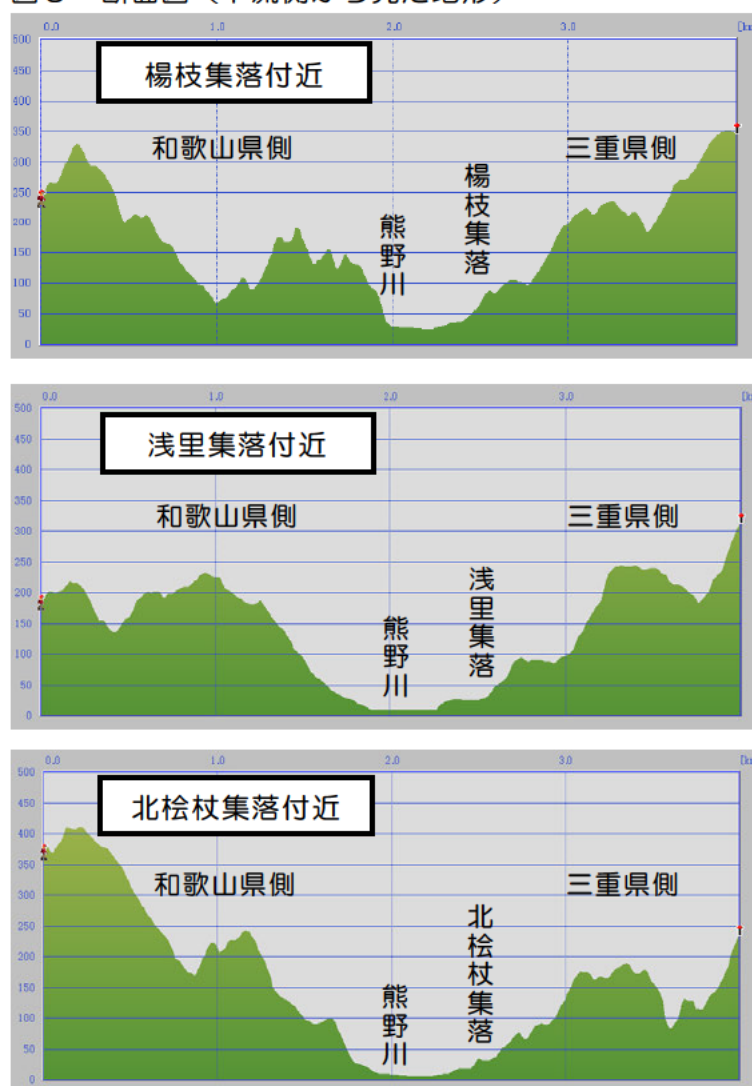
三重県は、日本列島のほぼ中央の太平洋側に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を有しています。また、県のほぼ中央を東西に流れる橿田川に沿った中央構造線により大きく北側と南側に分けられ、熊野川の流域は、その南側に属します。

熊野川のほぼ全流域に、紀伊山地の山々が広がっており、急峻に立ち上がる起伏の大きい山地地形が形成されています。



紀伊山地の山々と北山川（小船集落）

図5 断面図（下流側から見た地形）



イ 地質

三重県の地質は、中央構造線の北側と南側とで大きく異なっており、南側に属する熊野川の流域には、第三紀層の熊野酸性岩類などがみられます。

また、土壌は、地形、地質、気候、植物、農林業など自然や人間の関わりによって形成されますが、熊野川の流域を含む山地及び丘陵地の土壌は、主に森林性有機質土であり、これを利用したスギ、ヒノキを中心とする林業が営まれています。

ウ 気候

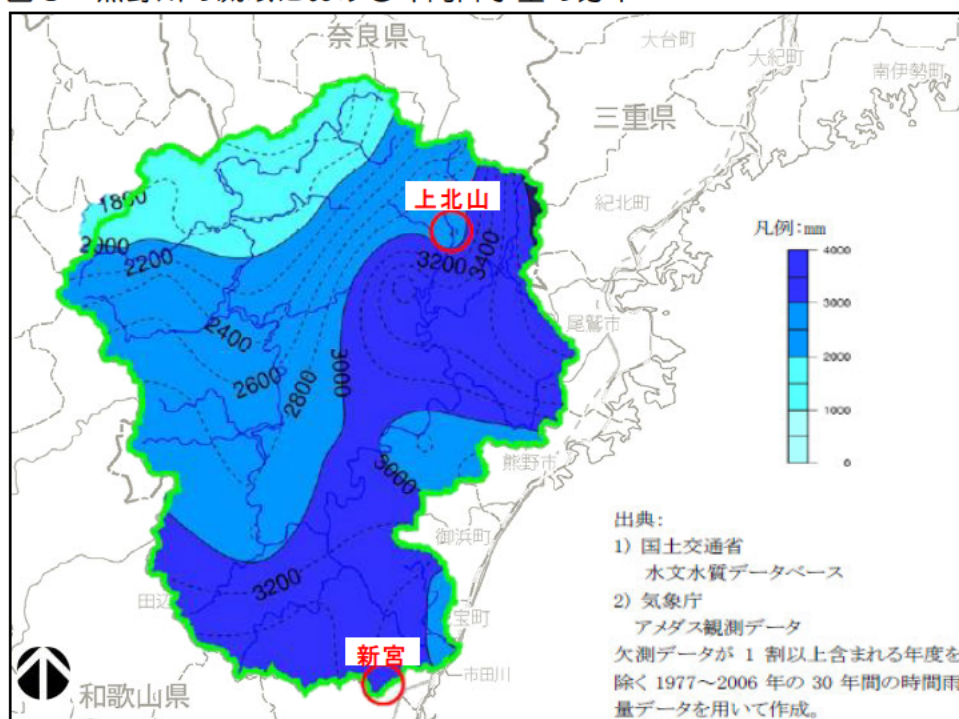
三重県の気候は、全般に温暖な気候となっていますが、南北に細長い地理的な条件に影響される季節的な気候特性や、平野、盆地、山地などという地形の違いによる複雑さから、伊勢平野、熊野灘沿岸、上野盆地、鈴鹿山麓、山地の5つの気候域に分けることができます。

熊野川の流域は、下流部が熊野灘沿岸の気候、それ以外の地域が山地の気候に属しています。紀伊山地が北西の季節風をさえぎり、南岸を暖かい黒潮が流れていることから、近畿地方では最も温暖な地域となっています。

年平均降水量は、全国の平均値の約1.6倍（2,800mm程度）で、国内有数の多雨地帯となっています。

また、晴天日数、日照時間に恵まれています。一降雨あたりの降水量が多いのも特徴です。このため、熊野川の流域に降った雨は一気に流下することから、水害の原因にもなっています。

図6 熊野川の流域における年間降水量の分布



資料：新宮川水系河川整備基本方針（国土交通省河川局）

エ 植生

三重県の植生は、大きくは、高見山地を境とした県北部、志摩半島、県南部の特性に分かれます。

県南部に位置する熊野川の流域の植生は、スギ、ヒノキなどの針葉樹が大部分を占めますが、一年を通して気候が温暖であることから、標高の高いところでは、ブナ、ミズナラなどの冷温帯落葉樹、低いところでは、シイ、カシなどの暖温帯照葉樹もみられます。



熊野川の流域にみられる針葉樹林

オ 水系

三重県の河川は、伊勢湾に注ぐ河川、熊野灘に注ぐ河川、大阪湾に注ぐ河川の3つに分類できます。

熊野川は、奈良県南部の大峰山脈の山上ヶ岳を源流とし、熊野灘に注ぐ河川の中では最も大きな河川であり、北山川との合流点から下流においては、三重県と和歌山県の県境となっています。熊野川の両岸には多くの奇岩や滝などがみられ、また、川舟下りやアユ・アマゴ釣りのポイントとしても多くの人々に親しまれています。

さらに、熊野川の流域には固有の自然環境が残されており、ソハヤキミズ、キイトラッキョウ、キイジョウロウホトトギス、カワゼンゴ、ドロニガナ、ドロシモツケなどの貴重な「溪流沿い植物」(※)が生育しています。これらの植物は、三重県レッドリスト(2014年版)において、「絶滅危惧種」として掲載されています。

※「溪流沿い植物」

溪流の増水時に冠水するような岩上・岩隙に生育する植物



熊野川の雄大な流れ

カ 自然公園

三重県は、豊かな自然と美しい景観に恵まれ、伊勢志摩、吉野熊野の2つの国立公園の他、2つの国定公園、5つの県立自然公園があり、その面積は約2,084km²で、県土面積の約36%に達しています。熊野川の流域では、一部の地域が「吉野熊野国立公園」に指定されています。

吉野熊野国立公園内には、奇岩や小石が堆積した川原など美しい河川景観がみられる熊野川以外にも、大台ヶ原の山岳、瀨八丁を代表とする深い峡谷、熊野灘沿岸の七里御浜しちりみはまやリアス式海岸など、多様で美しい自然景観がみられ、古くから多くの人々が訪れています。

熊野川の流域は、河川を中心とした範囲が吉野熊野国立公園の特別地域ちほがみねに指定されています。中でも、和歌山県新宮市の市街地に近接する千穂ヶ峰及びその中腹にある神倉神社は第1種特別地域に、千穂ヶ峰の周辺と熊野川流域の紀宝町浅里付近から紀宝町と熊野市の境界及び旧新宮市と旧熊野川町の境界付近までは第2種特別地域に指定されています。



吉野熊野国立公園の森林

キ 水害

熊野川の流域は、紀伊山地の急峻な山々に囲まれた多雨地帯となっています。このような地形的・気候的な要因から、この地域は幾度となく水害を経験してきました。その中でも、特に大きな被害を受けたのは、明治22年の十津川大水害、昭和34年の伊勢湾台風、平成23年の紀伊半島大水害です。

a 十津川大水害

明治22年8月18日から19日にかけて発生した十津川大水害では、十津川村を中心に大規模な山腹崩壊が1,000箇所以上で発生し、死者175名、家屋の流出・全壊1,017戸、半壊524戸にも及ぶ被害が発生しました。

紀和町史によると、楊枝薬師堂ようじやくしどうやその仏像などが流され、和氣の御本明神みもとみょうじんも浸水しました。最高水位は約20mで、現在の三和大橋の橋桁下部に達するほどでした。また、熊野川上流にある熊野本宮大社も、社殿の一部が流失するなど大きな被害を受けました。かろうじて流失を免れた社殿は、明治24年、約1km北西の現在地に移築されました。

b 伊勢湾台風

昭和34年9月26日に和歌山県の潮岬に上陸し、熊野地方を直撃した伊勢湾台風は、大きな被害を及ぼしました。熊野川の流域全域においても、死者・行方不明者5名、家屋の全半壊466戸、床上浸水1,152戸、床下浸水731戸などの被害を受けました。

和歌山県新宮市相賀^{おうが}観測所における熊野川の最高水位は16.4mを観測し、熊野川改修の契機となりました。

c 紀伊半島大水害

平成23年9月3日に高知県東部に上陸した台風12号は、紀伊半島を中心に広い範囲で総降水量が1,000mmを超えるなど、記録的な大雨となりました。相賀観測所における熊野川の最高水位は18.77mを観測し、それ以降は観測不能となったため、さらに水位が上昇したものと考えられています。

死者・行方不明者は、三重県内で3名、和歌山県内で61名、奈良県内で24名にのぼっています。また、三重県内の家屋被害は、全壊81棟、半壊1,077棟、一部損壊69棟、床上浸水702棟、床下浸水832棟などとなっています。



紀伊半島大水害による土砂崩れ
(平成23年12月撮影)



紀伊半島大水害による県道小船紀宝線の
路肩崩落 (平成23年12月撮影)

② 歴史・文化的特性

ア 古代の国わけ

現在の三重県域は、古代（奈良時代）には伊賀、伊勢、志摩、紀伊の4つの国に分かれていました。熊野川流域を含む現在の紀北町より南側の地域から和歌山県域にかけては、紀伊国きいのくににあたります。

イ 江戸時代後期の藩領

江戸時代後期には、熊野川流域を含む東紀州地域から松阪市周辺にかけての地域は、紀州藩領が占め、往時の紀州藩の勢力の大きさがうかがえます。

ウ 街道

三重県内における街道は、機能的には、「東海道を中心とした東国と西国を結ぶルート」と「伊勢神宮参詣のための各方面からのアクセスルート」の2つに大別できます。また、熊野古道伊勢路は、伊勢神宮から熊野三山を目指す信仰の道です。

熊野川は、熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶ「川の参詣道」ですが、舟を利用して熊野川を往来したのは上皇や貴族などに限られ、それ以外の参詣者は、熊野川沿いの「川丈街道（川端街道）」を利用していました。

熊野本宮大社を参詣した人々は、熊野川右岸から、現在の瀨峡ウォータージェット船乗船場付近と楊枝集落を結ぶ「楊枝の渡し」で熊野川左岸に渡り、熊野川沿いの切り立った崖地を歩いた後、北桧杖集落付近にある「乙基の渡し」で再び右岸へ渡り、熊野速玉大社へと向かっていきました。江戸時代には、和気集落に「田長たながの茶屋」があり、大正時代には、いくつかの茶屋や筏師の宿などがあったといわれています。

川丈街道（川端街道）は、現在、その大部分が県道小船紀宝線となっていますが、「宣旨せんじがえ帰り」（※1）、「比丘尼びくに転び」（※2）など当時の難所が言い伝えられています。

※1 「宣旨帰り」

天皇の使者（伝使）が、川の増水で先に行くのを諦め、引き返したといわれる場所（参考：『浅里郷』尾崎新一郎、2000年）

※2 「比丘尼転び」

熊野比丘尼が一休みしようと腰を下ろしたところ、安堵と長旅の疲れから再び立ち上がることができず、帰らぬ人となったといわれる場所（参考：『浅里郷』尾崎新一郎、2000年）



川丈街道（川端街道）

【紀伊半島大水害前】

工 舟運^{しゅううん}

熊野川は、参詣道としてだけでなく、人々の暮らしを支える基盤としても重要な役割を果たしてきました。熊野川の流域の良質な木材や木炭をはじめとする多くの農林産物などを全国各地に出荷するため、熊野川を利用して河口へ運んでいました。江戸時代には、「三反帆^{さんだんぼ}」などによる舟運が発達し、その後、昭和初期頃までプロペラ船も活躍しました。

昭和30年代になると、車社会への移行による国道168号の開通などで舟運は衰退しましたが、現在は、ウォータージェット船や川舟などによる観光舟運が盛んとなっています。



三反帆

出典：『今昔・熊野の百景』熊野文化企画（2001年）
 撮影：(株)久保写真館 久保昌雄（1900年）



プロペラ船

出典：絵葉書
 （公益社団法人土木学会附属土木図書館 所蔵）

オ 集落

熊野川流域には、上流から、熊野市紀和町の小船・楊枝・和気、紀宝町の浅里・瀬原・北桵杖・鮎田の7つの集落が、山麓部の平地や緩やかな傾斜地に沿って形成されています。

各集落には、繰り返される水害の歴史の中、先人たちによって築かれてきた階段状の石積みが見られます。また、県道小船紀宝線に接続する市町道が、建ち並ぶ民家の間を縫うように通っています。

家屋は、入母屋平入り屋根や切妻平入り屋根に軒がなぎなどが一部に見られる戦前からの木造住宅がわずかに残るものの、大半は、戦後から昭和後期にかけて建築された木造軸組工法による和風住宅となっています。近年は、新建材により新築又は改築された現代的な建築様式の住宅も見られます。

農業用の倉庫や老朽化が進んでいる建築物などには、屋根や壁が茶系・白系・青系などに塗装された鉄板で補修されているものも多く見られます。

カ 伝統行事

a 御船祭

熊野川と相野谷川との合流点から約700m上流に位置する御船島（熊野速玉大社の社地）は、世界遺産の登録資産の一つであり、毎年10月16日には、熊野速玉大社の例大祭として、御船祭が行われています。

御船祭は、和歌山県無形民俗文化財に指定されている神事で、1800年以上の歴史があります。

御船祭では、宮司が神霊を神輿から神幸船に遷した後、神楽を合図に、9隻の早船が御船島の周りを3周する早船競漕が始まります。その後、齋主船、諸手船、神幸船も同様に島を回ります。

諸手船の上では、赤い着物を着た女装の演者が櫂を回して行く手を遠望するしぐさの「ハリハリ踊り」が行われます。



御船祭



早船による競漕



諸手船とハリハリ踊り

b スズキ追い（ススキ追い）

スズキ追い（ススキ追い）は、干ばつの際に行われていた雨乞い神事を転化させ、毎年7月、浅里神社の祭礼行事として行われていたものです。

熊野川の流れをせき止め、川上と川下に張った縄網を使って「戻り」と呼ばれる水中に沈めた籠にスズキを追い込むという独特の漁法ですが、上流のダム建設や道路整備などにより行われなくなりました。平成6年頃には、一時復活したこともありますが、現在は行われていません。

キ 文化財

熊野川流域では、世界遺産に登録されている「熊野参詣道（熊野川）」及び「御船島（熊野速玉大社の社地）」が国史跡に指定されているほか、和気集落の「本竜寺本堂」が三重県有形文化財（建造物）に、楊枝集落の「楊枝薬師堂」が熊野市有形文化財（建造物）に指定されています。

また、御船祭を含む熊野速玉大社の例大祭「熊野速玉祭」が和歌山県無形民俗文化財に指定されています。



本竜寺本堂



楊枝薬師堂

ク 熊野詣

熊野は、古くから神々の住む聖地、再生の地として崇められてきました。この熊野にある霊場「熊野三山」を参詣することが熊野詣といわれており、平安時代中期、法皇や上皇の御幸がはじまると、街道や宿場が整備され、ますます盛んになっていきました。特に、平安時代後期の院政期には、上皇の参詣が頻繁に行なわれ、後白河上皇は、30回を超える熊野詣をしたといわれています。

熊野信仰が盛んになり、旅人の切れ目がなくなるほどの行列ができた様子は、蟻の行列に例えられ、「蟻の熊野詣」と呼ばれました。

③ 社会・経済的特性

ア 過疎化が進む地域

熊野川流域に位置する熊野市や紀宝町では、人口減少や高齢化が進んでおり、特に、熊野市は、過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」に指定されています。また、紀伊半島大水害では多くの家屋が失われました。

このような中、熊野川流域においては、更なる人口減少を抑制するとともに、新しい居住者を含めて地域に人々が住み、ひいては、地域が活性化することが望まれています。

イ 林業を中心とした地域の産業

熊野川流域では、豊かな森林性有機質土の土壌や温和な気候とともに、熊野川の舟運を生かし、古くからスギ、ヒノキなどを中心とした林業が盛んに行われてきました。熊野川は材木の輸送路となり、河口付近は、木材や木炭の集積地として賑わうとともに、製紙業や製材業が発展しました。

また、浅里集落では比較的まとまりのある農地がみられるほか、その他の集落においても小規模な棚田状の農地がみられます。

今後も、この地域において人々が安心して住み続けるため、これらの既存の産業を維持していくことが望まれています。

ウ 今後の発展が望まれる観光

熊野川流域には、「小船梅林」や「飛雪の滝キャンプ場」などがあるほか、釣りのスポットとしても親しまれています。また、熊野川右岸には、世界遺産・熊野速玉大社や、瀨峡をめぐるウォータージェット船乗船場、熊野川川舟センターなどの観光施設もあります。

現在進められている、世界遺産としての文化的価値を生かす取組を通し、和歌山県側との連携を深めるとともに、この地域に多くの人々が訪れ、新しい観光産業が育つことなどが望まれています。また、熊野川流域の観光などの発展にあたっては、熊野川の濁水の改善や空き家・空き地の適正管理なども期待されています。



飛雪の滝及び飛雪の滝キャンプ場

工 眺望

山地・山脈や森林、丘陵地、棚田、海・海岸や河川、道路や街道など、四季折々の美しい眺めが楽しめる場所や対象が数多くあることは、全国有数の観光地である本県の大きな魅力であるとともに、地域の人々の心を癒し、安らぎにもつながっています。

熊野川流域では、「浅里展望台」をはじめ、集落の高台にある寺社境内や広場などから、起伏に富んだ山並みや農地などの眺望景観が楽しめます。また、川舟下りの船上や熊野川右岸からは、蛇行する熊野川と起伏に富んだ山並み、山麓部の階段状の集落などが織りなす美しい眺望景観が楽しめます。



浅里展望台から右岸側（下流方面）への眺望



国道 168 号から左岸側（楊枝集落）への眺望

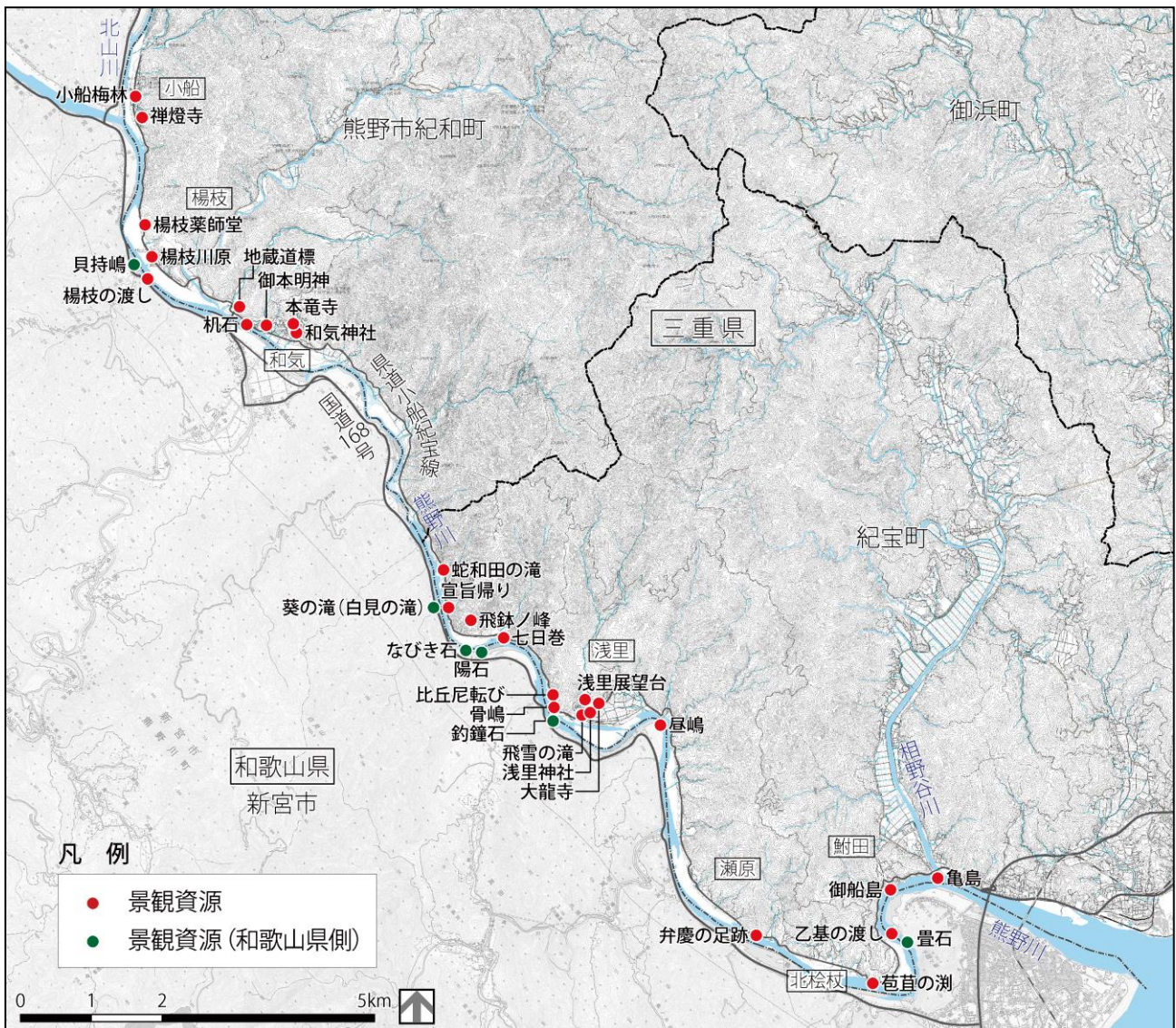
（県道沿いの上川小学校校舎と、その上に位置する上川中学校校舎）

④ 景観資源

熊野川流域には、御船祭が開かれる「御船島」をはじめ、熊野権現が昼食をとったと伝わる「昼嶋」や、「机石」「骨嶋」「弁慶の足跡」などの熊野川沿いの奇岩、春の訪れとともに花咲く「小船梅林」、樹齢が推定200年といわれる「禅燈寺のイロハモミジ」、さらに、「楊枝薬師堂」「和気神社」「楊枝川原」「飛雪の滝」「蛇和田の滝」など、数多くの景観資源がみられます。

なお、和歌山県側には、「貝持嶋」「なびき石」「釣鐘石」「曇石」「葵の滝（白見の滝）」などの景観資源がみられます。

図7 景観資源分布図





小船梅林



禅燈寺のイロハモミジ



楊枝川原



和気神社



蛇和田の滝



骨嶋



飛雪の滝



昼嶋



貝持嶋



なびき石



釣鐘石



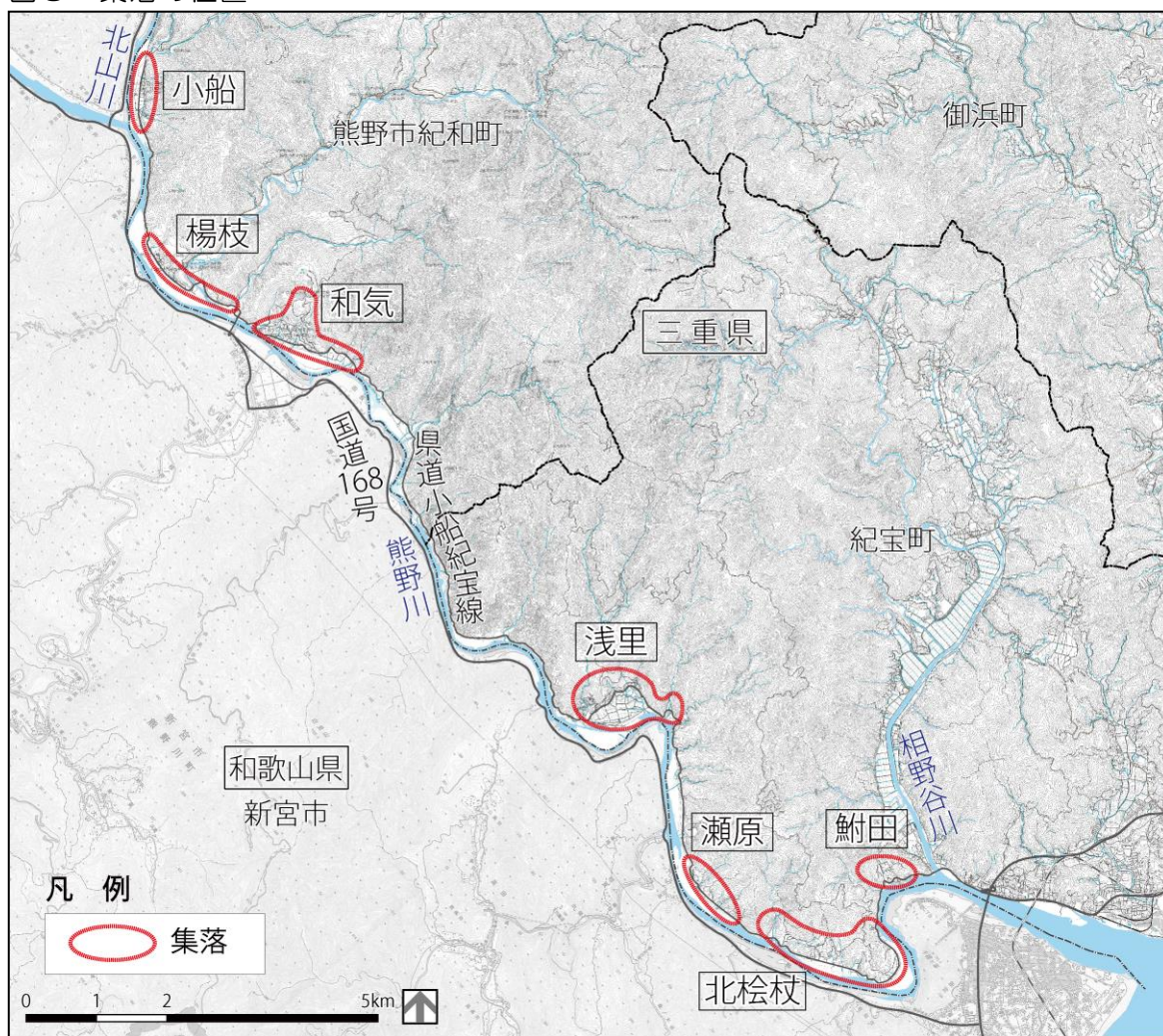
畳石

(6) 各集落の景観特性

熊野川流域には、7つの集落があります。熊野川と北山川の合流点寄りの上流部には、熊野市紀和町の小船・楊枝・和気の3つの集落が、下流部には、紀宝町の浅里・瀬原・北桧杖・鮎田の4つの集落が位置しています。このうち、和気集落や浅里集落は比較的規模が大きく、瀬原集落は7集落の中で最も規模が小さい集落です。

隣接する集落間の距離は、それぞれ1～2km程度ですが、和気集落と浅里集落の間は、市町界をまたぎ約7km離れています。

図8 集落の位置



① 小船集落

熊野川河口から約25km上流に位置する小船集落は、北山川に近接した山麓部の傾斜地に形成され、集落内の市道に沿って家屋が階段状にまとまり、生垣や石積みの外構などが一部残るまちなみがみられます。

県道沿いのわずかな平地には、毎年3月上旬に梅まつりが開催され、観光スポットとして親しまれている「小船梅林」があります。また、集落上部には、平成9年度に「みえの樹木百選」（三重県）に選ばれたイロハモミジが楽しめる「禅燈寺」があり、その境内からは、北山川や対岸の山並みを望むことができます。

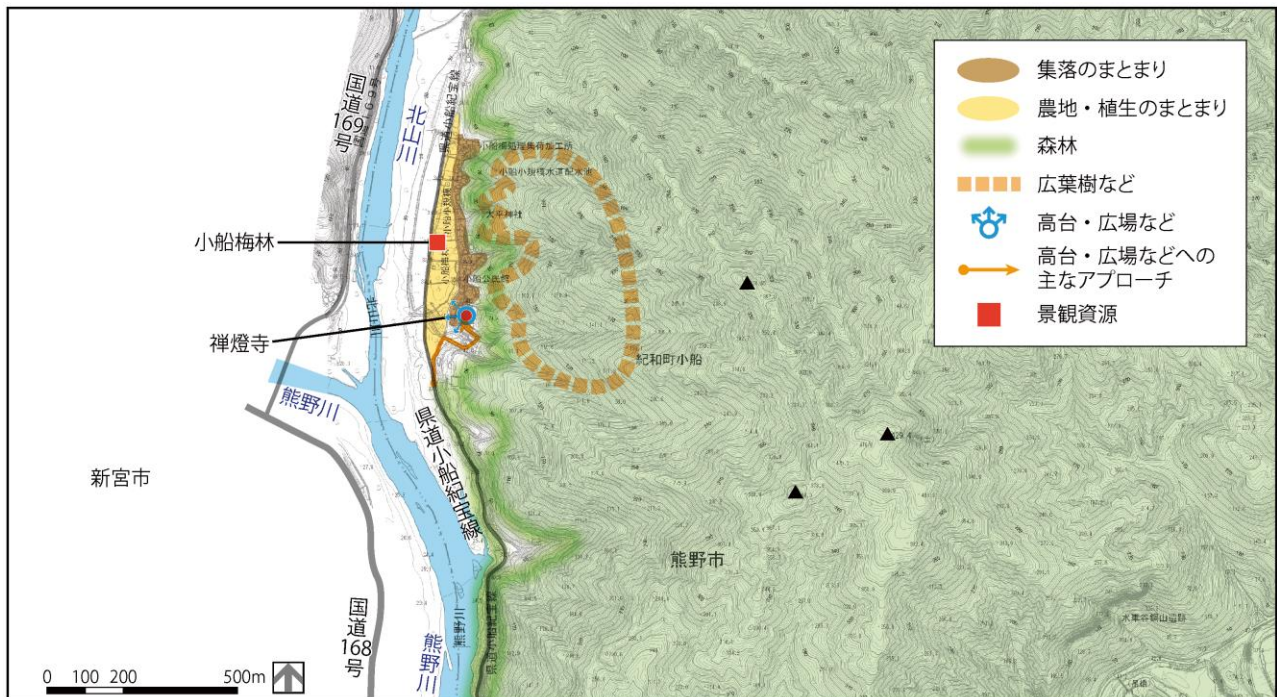


市道沿いの石積みと家屋



禅燈寺から対岸への眺望

図9 小船集落の景観の現況



② 楊枝集落

熊野川河口から約22～23km上流に位置する楊枝集落は、熊野川に近接した山麓部の傾斜地に形成され、集落内の市道に沿って家屋が階段状にまとまり、生垣や石積みの外構などが一部残るまちなみがみられます。

集落の前面には、白い小石が堆積した「楊枝川原」が広がり、開放感のある景観がみられます。かつては、川丈街道（川端街道）の「楊枝の渡し」があったことから対岸の熊野川町との結びつきが強く、集落内や楊枝川原からは対岸の山並みや「貝持嶋」、瀨峡ウォータージェット船乗船場などの眺めが楽しめます。また、集落北西部に位置する「楊枝薬師堂」は、地域のランドマークとなっており、境内のモミジが季節の彩りを添えています。



市道沿いの石積みと家屋



楊枝川原から対岸への眺望

図10 楊枝集落の景観の現況



③ 和気集落

熊野川河口から約20～21km上流に位置する和気集落は、熊野川に近接した山麓部の傾斜地に形成され、熊野川と並行に東西方向に通る市道や、山麓部の谷間を南北方向に通る市道に沿って家屋が階段状にまとまり、石積みの外構が連続するまちなみがみられます。また、傾斜地の谷間に沿って棚田状の農地がみられ、奥行きのある集落景観が形成されています。

集落の中腹に位置する「和気神社」の巨木や、三重県有形文化財に指定されている「本竜寺本堂」は、地域のランドマークとなっており、本竜寺境内や熊野市上川出張所前の広場などからは、対岸の山並みを望むことができます。

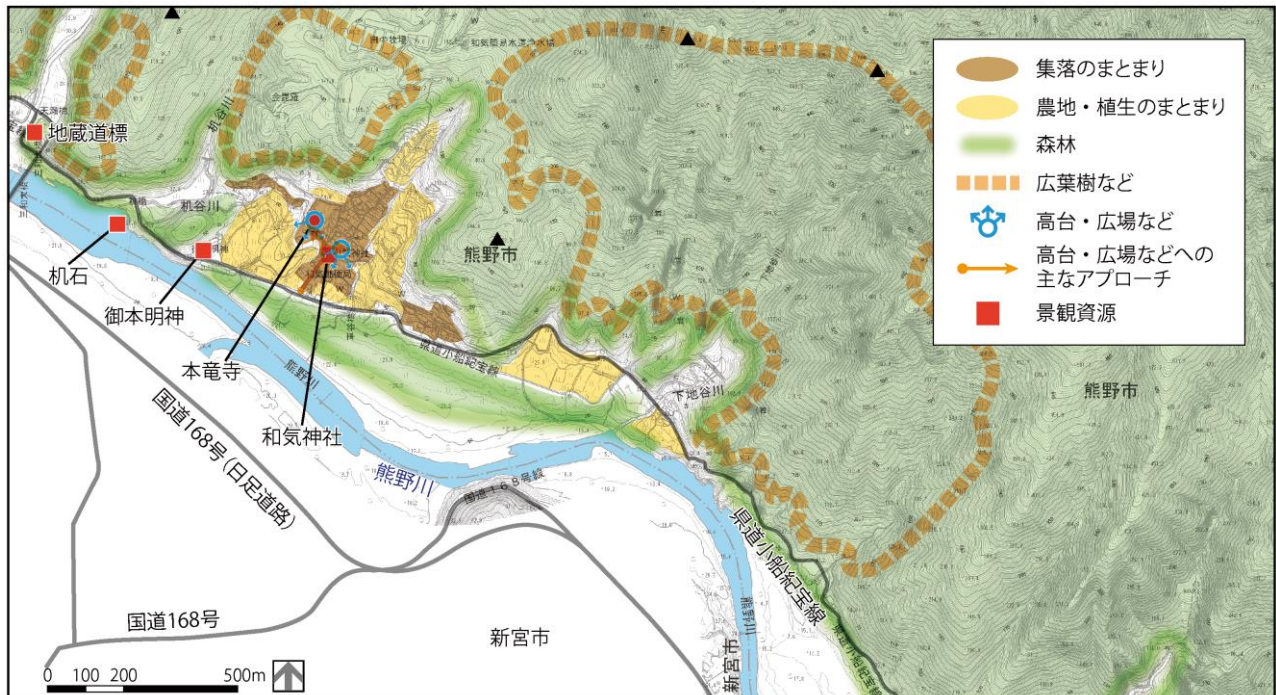


棚田状の農地と家屋



本竜寺から対岸への眺望

図11 和気集落の景観の現況



④ 浅里集落

熊野川河口から約11～13km上流に位置する浅里集落は、熊野川に近接した山麓部の傾斜地に形成され、熊野川からやや離れた県道や、県道と並行する町道に沿って家屋が階段状にまとまり、石段や路地とともに、石積みの外構が折り重なるまちなみがみられます。また、県道と熊野川に挟まれた平地には、ほ場整備されたまとまりのある農地が広がっています。

本集落は、「にほんの里100選」（主催：朝日新聞社、(公財)森林文化協会/後援：農林水産省、国土交通省、環境省）に選ばれ、「かつては川舟が交通手段。川と石垣集落の水田も調和がとれている」と評されました。

集落西部の県道沿いには、観光スポットとして親しまれている「飛雪の滝」があり、「浅里展望台」や「大龍寺」などからは、まとまりのある農地や対岸の山並みを望むことができます。

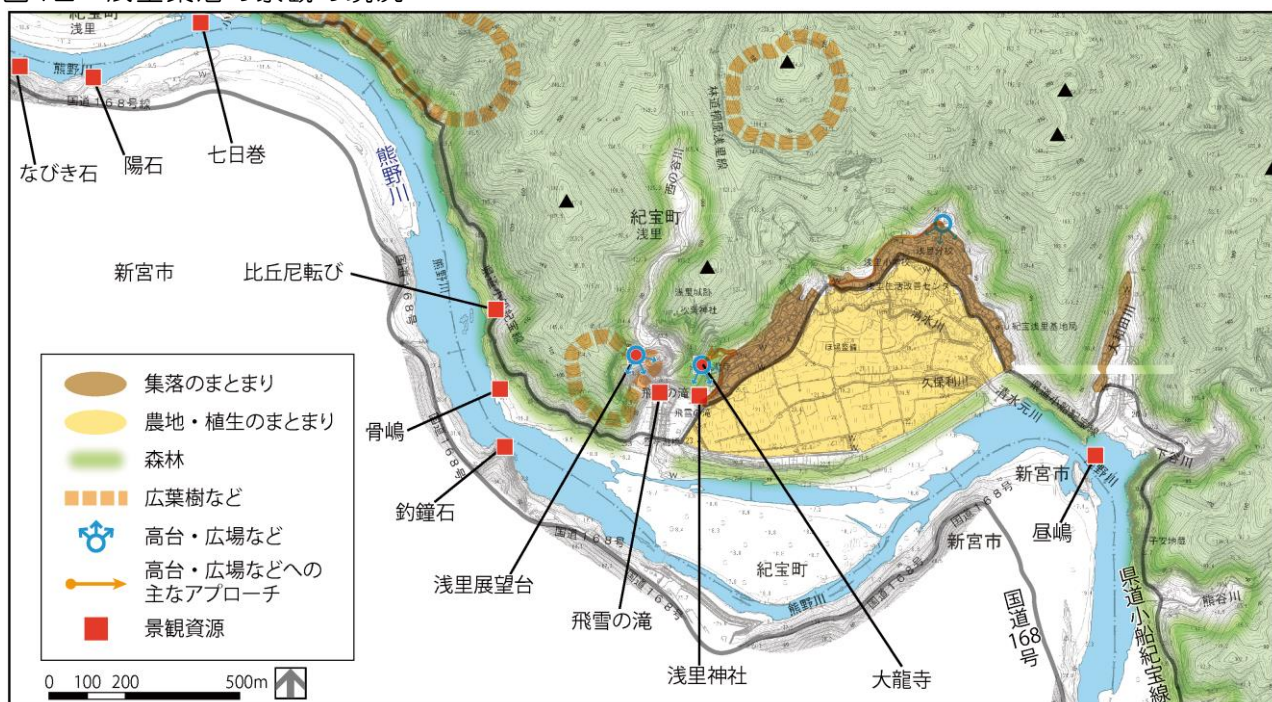


階段状の石積みと家屋



「にほんの里 100 選」に選ばれた
浅里集落

図12 浅里集落の景観の現況



⑤ 瀬原集落

熊野川河口から約9km上流に位置する瀬原集落は、熊野川に近接した山麓部の傾斜地に位置していますが、大きなまとまりはなく、家屋は、県道沿いの高低差の大きい石垣の上などに点在しており、7つの集落の中では最も規模が小さい集落です。

集落内の高台などからは、対岸の山並みを望むことができます。また、集落東部の熊野川沿いには、「弁慶の足跡」と呼ばれる大きな足跡のような形をしたくぼみがある岩肌が露出しています。

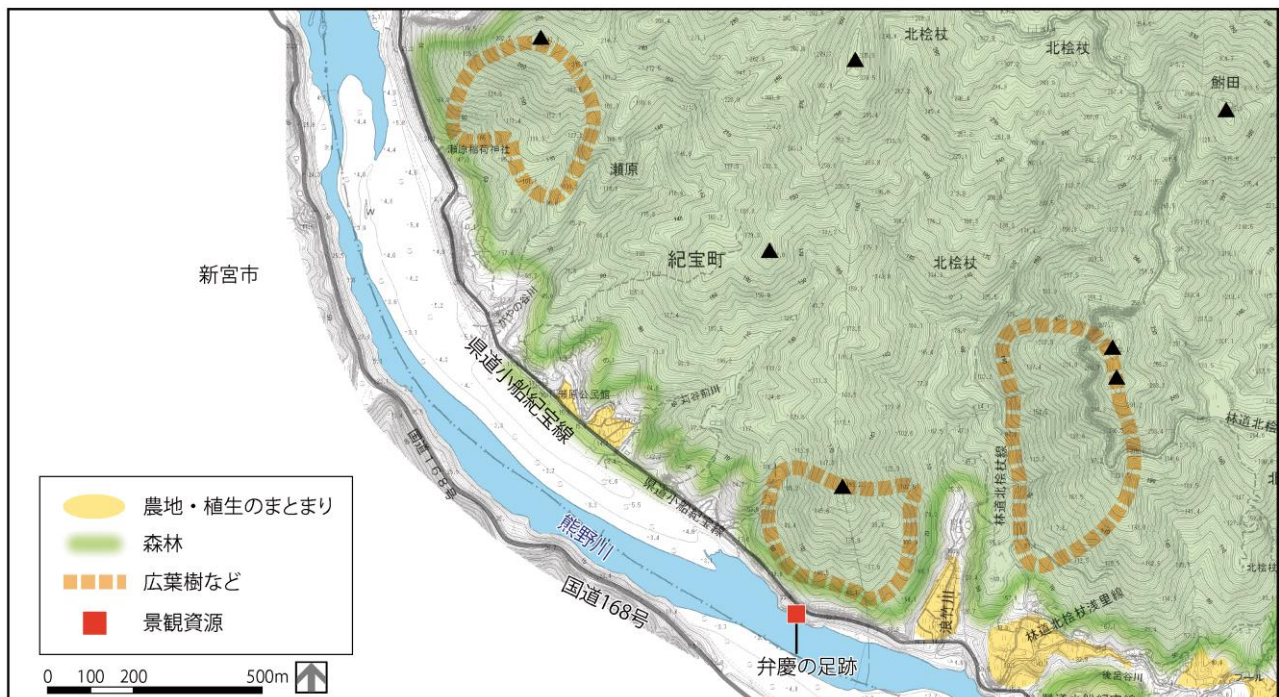


県道と石垣



県道沿いの農地と建築物

図13 瀬原集落の景観の現況



⑥ 北桧杖集落

熊野川河口から約5～7km上流に位置する北桧杖集落は、熊野川に近接した山麓部の傾斜地に形成され、家屋は、県道や集落内の町道に沿って数軒ごとにまとまり、生垣や石積みの外構などが一部残るまちなみがみられます。また、集落内には、小規模な農地が点在しています。

本集落付近には、かつて「乙基の渡し」があり、川丈街道（川端街道）を行く参詣者たちは、ここから熊野川右岸に渡って行きました。

集落東部の県道沿いには、大規模な建築物（老人福祉施設）があり、本集落の特徴の一つとなっています。

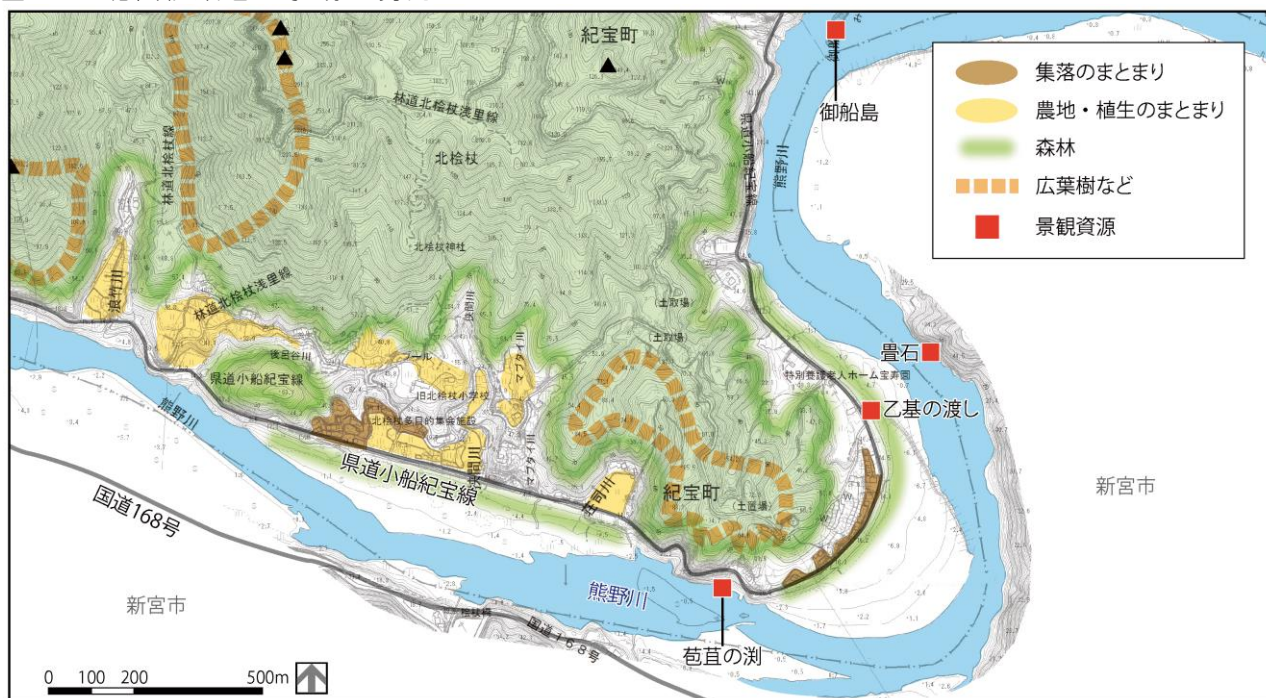


町道沿いの家屋と農地



大規模な建築物（老人福祉施設）

図14 北桧杖集落の景観の現況



⑦ 鮎田集落

熊野川河口から約3～4km上流に位置する鮎田集落は、熊野川に近接した山麓部の傾斜地に形成され、家屋は、集落内の町道に沿って数軒ごとにまとまり、現代的な建築様式の住宅が比較的多いのが特徴となっています。また、集落は、高台に位置しており、県道からはほとんど見えません。

県道沿いの「みふね公園」や集落内の高台などからは、熊野速玉大社の社地である世界遺産「御船島」や対岸の山並みとともに、熊野川河口方面を望むことができます。



町道沿いの家屋



御船島（熊野川河口方面の眺望）

図15 鮎田集落の景観の現況

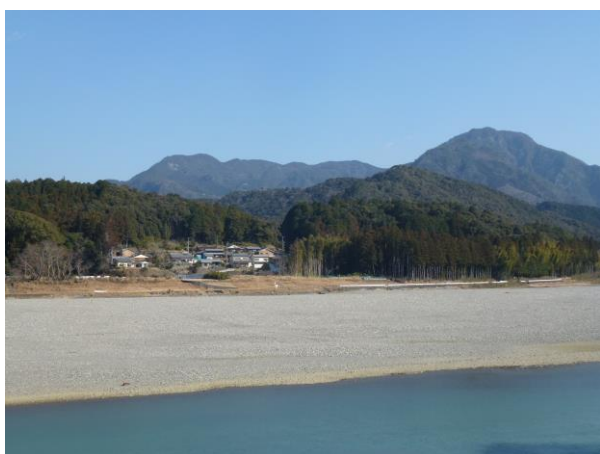


2 景観づくりの課題

熊野川流域の景観特性を踏まえ、かつて、巡礼者たちも眺めたであろう景観を守り、次の世代に引き継いでいくために取り組むべき課題を整理します。

(1) 熊野川流域における景観構成要素の一体的な保全

県境地域である熊野川流域の「河川」「山地」「集落・農地」などの景観構成要素を、稜線の連続性にも配慮しつつ、和歌山県との連携のもと、流域として一体的に保全することが必要です。



楊枝集落と山並み



北桧杖集落と山並み

(2) 熊野川流域における景観資源がもつ重要性の共通認識

風水害などによる被害により、地域の魅力や長い歴史の記憶が失われることがないよう、景観資源がもつ重要性を誰もが等しく認識しておくことが必要です。



紀伊半島大水害により被災した
飛雪の滝キャンプ場（平成 23 年 12 月撮影）



紀伊半島大水害により被災した楊枝薬師堂
（平成 23 年 12 月撮影）

(3) 熊野川流域の眺望景観や景観資源の活用

誰もが楽しく過ごし、繰り返し訪れたいくなるよう、熊野川流域の魅力となっている眺望景観や景観資源を効果的に利用することが必要です。



小船梅まつり



浅里展望台からの眺望



三反帆からの眺望



三反帆（熊野川体感ツアー）

第3章 良好な景観づくりに関する方針

1 基本方針

(1) 世界遺産を有する地域にふさわしい景観づくり

熊野川は、平成16年7月7日に、山岳霊場、それらを結ぶ参詣道、そして、その周辺を取り巻く文化的景観からなる世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の一つとして登録されました。

「川の参詣道」とも呼ばれる熊野川は、古くから霊場「熊野三山」への参詣、巡礼の道として栄えた歴史を持っており、先人達により幾世代にもわたり受け継がれてきた資産です。

この貴重な資産を守り、さらに次の世代に引き継いでいくため、熊野川流域の文化的景観を共有する対岸の和歌山県との連携のもと、川の参詣道として歴史・文化的価値を有する熊野川に加え、その背後にある紀伊山地の豊かな自然景観、集落における日常の暮らしから生まれた景観を、熊野川流域として一体的に保全することにより、世界遺産を有する地域にふさわしい景観の形成を図ります。



世界遺産「熊野川」

(2) 災害に対する復旧・復興への備え

熊野川流域は、度重なる水害を経験してきた地域でもあり、災害時における防護機能の確保と復旧・復興は、この地域にとって極めて重要なこととなっています。

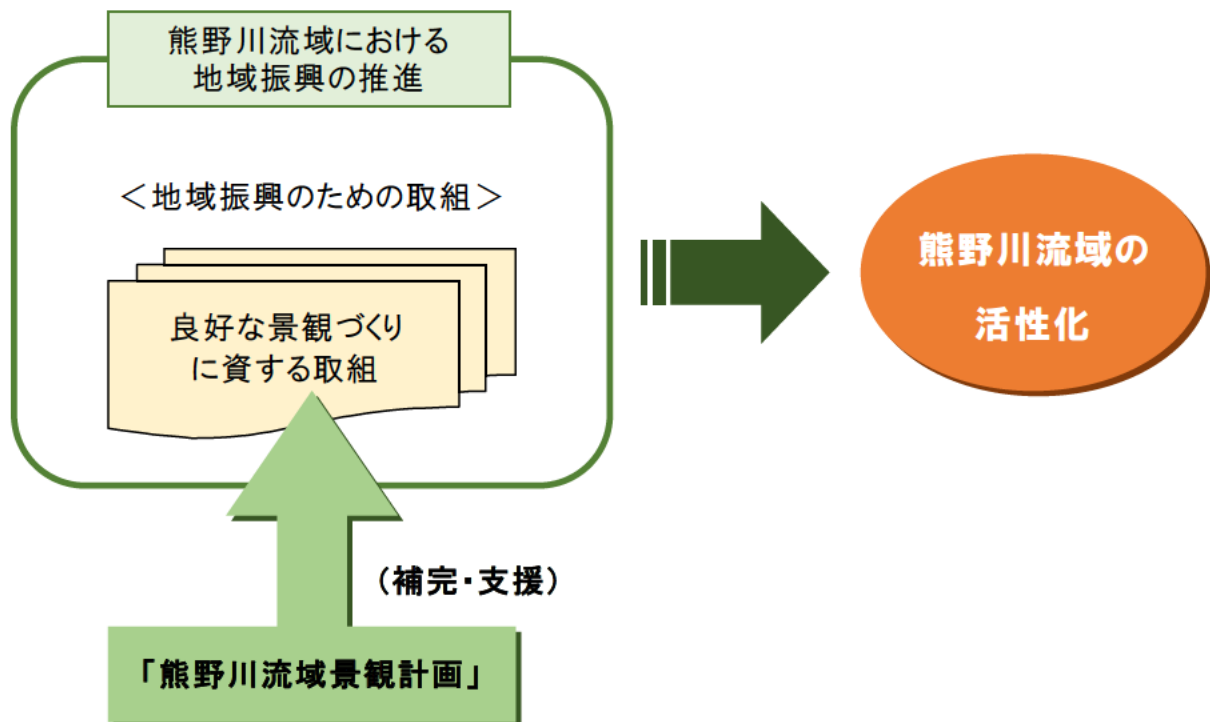
大規模な災害後の復旧・復興を進める中で、国指定の文化財（史跡）である御船島をはじめとする貴重な景観資源が忘れ去られ、あるいは、なくなることにより、世界遺産を有する地域としての魅力が失われることがないよう、熊野川流域における景観資源がもつ重要性を誰もが等しく認識し、広く発信するとともに、流域住民をはじめとする関係者と情報を共有します。

(3) 「景観づくり」による地域活性化の後押し

熊野川流域では、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録を契機として策定された「熊野古道アクションプログラム2」（平成17年7月策定）（※）による取組など、地域振興のためのさまざまな取組が進められています。

これらの取組のうち、眺望景観や景観資源の活用などの「良好な景観づくりに資する取組」を熊野川流域景観計画で補完・支援することにより、熊野川流域の活性化に結びつけていきます。

特に、良好な景観づくりに資する取組の推進にあたっては、熊野川流域の景観のもつ文化的価値を十分に理解したうえで、対岸の和歌山県、新宮市を含む流域の自治体との連携のもと、進めていく必要があります。



※ 「熊野古道アクションプログラム2」

「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録を契機に、地域住民、市民活動団体、事業者、専門家、行政など、熊野古道に関係するすべての方々が、熊野古道を世界遺産として守り、将来に向けて伝えていくとともに、その価値を十分に理解したうえで適切に活用すること（保全と活用）により、地域振興に結びつけていく活動指針（平成17年7月、熊野古道協働会議、三重県）

2 役割

(1) 流域住民等（※1）の役割

- ① 流域住民等は、世界遺産を有する地域において居住し、あるいは、活動する者として、熊野川に誇りと愛着を持ち、自らが良好な景観づくりの中心的な役割を果たす主役であること、自らの行動が熊野川流域の景観に影響を及ぼすことを認識するものとします。
- ② 流域住民等は、流域の景観に関心を持ち、日常生活の中で、自らが進んで流域の誇れる景観を保全し、魅力ある景観づくりを実践するとともに、地域が行う良好な景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に参加、協力していくものとします。
- ③ 特に、土地所有者等は、土地、建築物及び工作物の利用等による改変は、流域の誇れる景観資産になる場合もあれば、良好な景観を損ねる場合もある等、流域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、流域の良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ④ 設計・施工者等（※2）は、自らの業務が流域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動にあたっては、流域の良好な景観づくりに配慮し、必要に応じて、率先して自ら情報の提供を行うとともに、地域が行う良好な景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に参加、協力していくものとします。

※1 「流域住民等」

熊野川流域の住民及び事業者のことをいいます。具体的には、一人ひとりの個人、ボランティア、NPO、地域の団体、事業者等の多様な主体を含みます。

※2 「設計・施工者等」

設計者、デザイナー、施工業者、開発事業者、コンサルタント等であって、景観に影響を与える構造物等の形態・意匠・色彩・素材等を提案・施工する者のことをいいます。

(2) 行政の役割

- ① 市町及び県は、流域住民等の景観づくりに対する意識を高め、景観づくりに参加しやすい環境づくりを行うとともに、主体的な取組を支援するものとします。
- ② 市町及び県は、熊野川流域の景観に影響を及ぼす事象について、適宜、関係機関との情報共有を図るなど、互いに連携しながら流域住民等と共に、良好な景観づくりを推進するものとします。
- ③ 市町及び県は、良好な景観づくりを進めるため、公共施設管理者として、世界遺産を有する地域の景観に配慮した公共事業や施設整備の推進に努めるものとします。
- ④ 市町は、流域住民等に最も近い行政主体として、景観行政の中心的な役割を担うことを認識し、国、県との連携のもと、良好な景観づくりに関する施策を実施していくものとします。
- ⑤ 県は、広域的な行政主体として、国、和歌山県及び流域の市町との連携のもと、良好な景観づくりに関する施策を実施するとともに、市町が行う様々な施策を支援・補完するものとします。

第4章 良好な景観づくりのための誘導方策

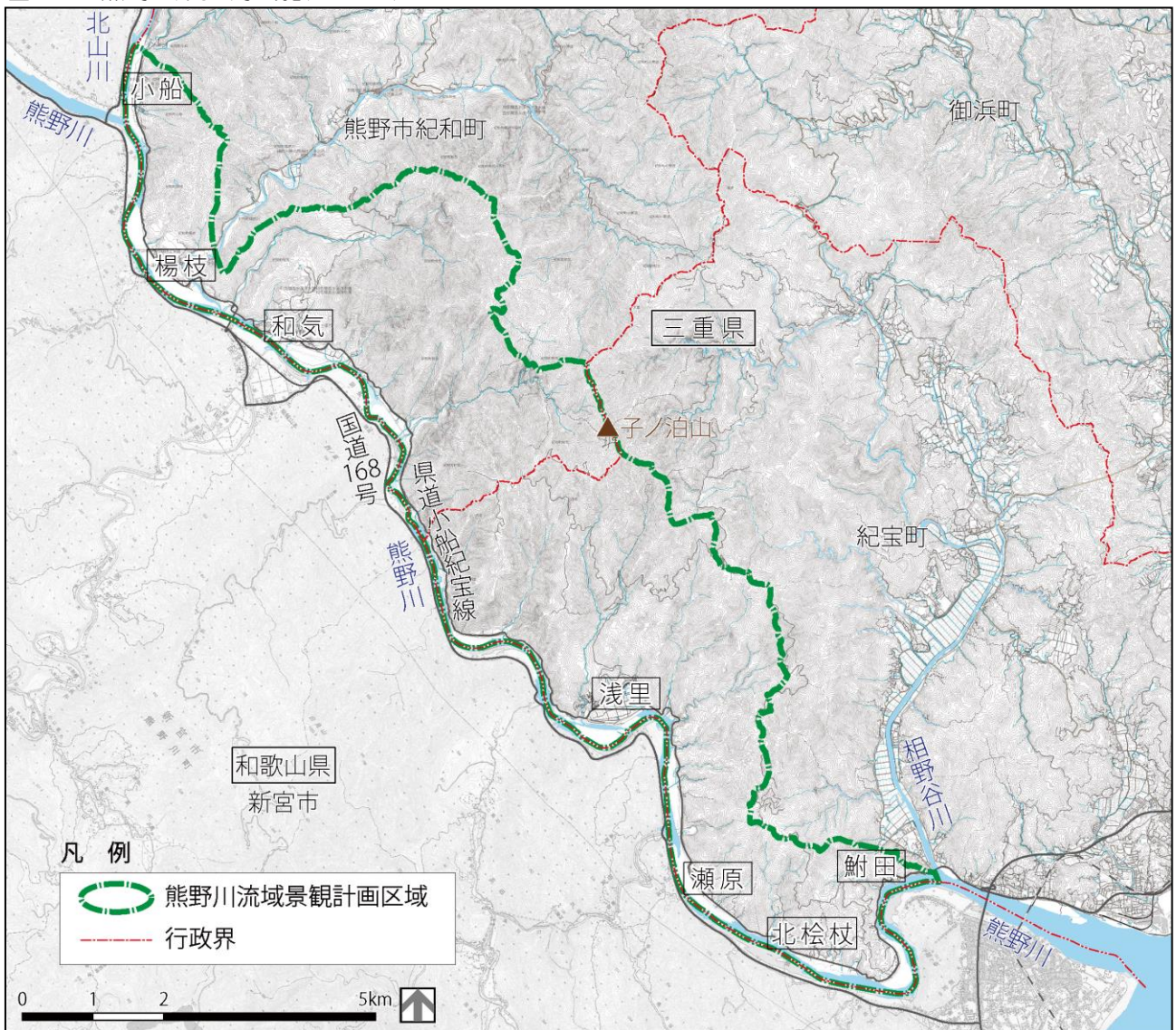
1 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

熊野川流域の景観は、世界遺産に登録されている熊野川をはじめ、人々の営みによって育まれてきた集落景観や紀伊山地の豊かな自然景観などにより構成されています。また、川舟下りなど、熊野川からの眺望景観も重要なものとなっています。

しかしながら、熊野川流域の各集落や背後の山々は、世界遺産の緩衝地帯に含まれていません。

このため、熊野川流域の各集落や背後の山々を含む地域において、世界遺産にふさわしい景観を維持するとともに、熊野川からの眺望景観を守り、将来に継承していくことを目的として、熊野川（和歌山県との県境）から主尾根線までの範囲を基本とし、次のとおり、熊野川流域景観計画区域を設定します。

図16 熊野川流域景観計画区域



2 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

世界遺産を有する地域における景観づくりのために守るべき基準と、届出を義務づける行為等を示します。

(1) 景観形成基準

景観形成基準は、熊野川流域における行為が、周辺の文化的景観と調和したものとなるよう、次のとおり定めます。

【共通的事項】

- ① 熊野川から眺望できる景観が、世界遺産のコアゾーン及びバッファゾーンと一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう、周囲の景観との調和を図ること。
- ② 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。
- ③ 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。
- ④ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。

【個別的事項】

- ① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ア 配置及び規模

- a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。
- b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。
- c) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。また、熊野川から見たときに、山稜のスカイラインから突出しない配置及び規模とすること。
- d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。
- e) 行為地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。
- f) 集落にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。
- g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。

イ 形態及び外観	<p>a) 熊野川から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び外観とすること。</p> <p>b) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。</p> <p>c) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。</p> <p>d) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</p> <p>e) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。</p> <p>f) 集落では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。</p>
ウ 色彩	<p>a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。</p> <p>b) 建築物及び工作物の外観の色彩は、別表のとおりとすること。 ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、又は他の法令等の規定により、これら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。</p> <p>c) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。</p>

(別表) 建築物及び工作物の外観の色彩基準

(建築物及び工作物の外観の基調色(※1)として使用可能な色彩の範囲)		
色相	明度	彩度
0.1R~10R	8未満	3未満(無彩色含む)
0.1YR~2.5Y	8未満	4未満(無彩色含む)
上記以外	8未満	2未満(無彩色含む)
(建築物及び工作物の外観の副基調色(※2)として使用可能な色彩の範囲)		
色相	明度	彩度
0.1R~10R	7以上8未満の場合	4未満(無彩色含む)
	7未満の場合	6未満(無彩色含む)
0.1YR~2.5Y	8未満	6未満(無彩色含む)
2.6Y~10Y	8未満	4未満(無彩色含む)
上記以外	8未満	3未満(無彩色含む)

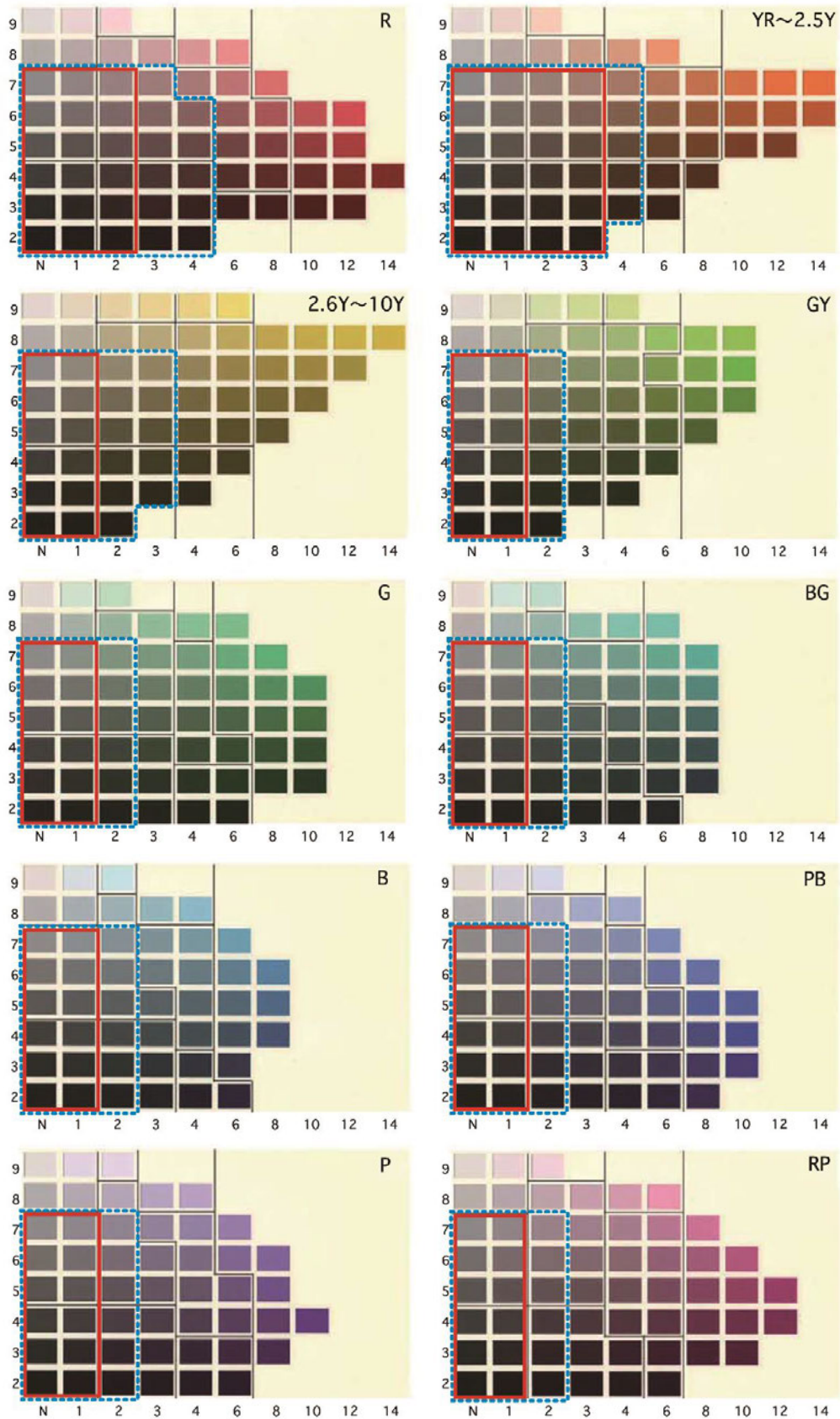
※1 「基調色」

全体面積の大部分(70%程度以上)を占める色

※2 「副基調色」

全体面積の25~30%程度を占める色

＜色相別カラーチャート＞



凡例

- : 建築物及び工作物の外観の基調色として使用可能な色彩の範囲
- ⋯ : 建築物及び工作物の外観の副基調色として使用可能な色彩の範囲

工 素 材	<p>a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。</p> <p>c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。</p> <p>d) 集落、文化財等に近接する地域では、集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。</p>
オ 緑 化	<p>a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</p> <p>b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。</p> <p>c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>
カ そ の 他	<p>a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。</p> <p>b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p> <p>c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせて、できる限り周辺の景観に調和させること。</p>

② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

- ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。
- イ 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。
- ウ できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。
- エ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。
- オ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。

③ 土石の採取又は鉱物の掘採

- ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。
- イ 期間及び規模は、必要最小限にとどめること。
- ウ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。
- エ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。

④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

- ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。
- イ できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。
- ウ 積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。
- エ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

(2) 届出対象行為

熊野川流域景観計画区域内において、次に掲げる行為を行おうとする場合は、届出が必要となり、景観形成基準に適合する必要があります。

行為の区分	規模
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第1号に定める行為)	すべての行為
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第2号に定める行為) ① 煙突(支柱及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの ② 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ③ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(②に掲げるものを除く。) ④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。) ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ⑥ 擁壁、さく又は塀 ⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設 ⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ⑨ 自動車車庫の用途に供するもの ⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの ⑪ ①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの ⑫ 太陽光発電施設(土地若しくは水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの。)	すべての行為
3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (景観法第16条第1項第3号に定める行為)	すべての行為
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為)	すべての行為
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為)	すべての行為

(3) 届出の対象外となる行為

届出対象行為のうち、景観法第16条第7項各号の規定により、届出の適用除外となる行為があります。届出の適用除外となる行為は、次のとおりです。

① 景観法に規定する届出の適用除外となる行為

(景観法第16条第7項各号(第11号に基づく県条例に定める行為を除く。))

【例えば、次のような行為が該当します。】

ア 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

- a) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- b) 仮設の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- c) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- d) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・工作物(当該敷地に存する建築物に附属する消火設備及び道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物を除く。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(高さが1.5m以下のものを除く。)
- e) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - ・土地の開墾

イ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

ウ その他政令で定める行為

- a) 文化財保護法第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- b) 屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

② 三重県景観づくり条例で定める届出の適用除外となる行為
 (景観法第16条第7項第11号に基づく県条例に定める行為)
 ア 軽微な行為

- a) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- b) 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの
- c) 建築物の外観の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 なお、色彩の変更については、基調色の色彩基準を満たす色彩相互間の変更及び同基準を満たす色彩への変更の場合は、行為に係る面積が10㎡を超える場合であっても、届出は不要とする。
- d) 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの
- e) 工作物の外観の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 なお、色彩の変更については、基調色の色彩基準を満たす色彩相互間の変更及び同基準を満たす色彩への変更の場合は、行為に係る面積が10㎡を超える場合であっても、届出は不要とする。
- f) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの

イ 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

- a) 森林法第10条の2第1項、第34条第2項
- b) 自然公園法第10条第1項から第3項、第16条第1項から第3項、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第68条第1項
- c) 砂利採取法第16条の認可を受けた河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）

(4) 特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により条例で定める、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は、次のとおりです。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

参考資料

1 熊野川流域における景観資源

熊野川流域における主な景観資源は、次のとおりです。

分類	熊野川流域における景観資源	
	熊野市紀和町内	紀宝町内
自然的資源	熊野川の流れ（瀬、湍） 小船梅林 禅燈寺のイロハモミジ 楊枝川原 机石 など	熊野川の流れ（瀬、湍） 蛇和田の滝 飛鉢ノ峰 なぬかまき 七日巻（湾曲した湍） 骨嶋 飛雪の滝 昼嶋 弁慶の足跡 おんべふち 苞苴の湍 御船島 亀島 など
歴史・文化的資源	川丈街道（川端街道）跡 禅燈寺 楊枝薬師堂 楊枝の渡し 地藏道標 御本明神 本竜寺 和気神社 など	川丈街道（川端街道）跡 宣旨帰り 比丘尼転び 浅里神社 大龍寺 乙基の渡し 御船祭 など
社会・経済的資源	小船梅まつり など	飛雪の滝キャンプ場 浅里展望台 三反帆 など

2 良好な景観づくりに資する取組事例

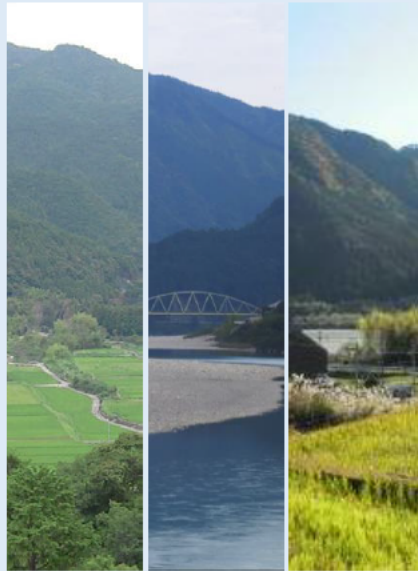
良好な景観づくりに資する取組事例には、次のようなものがあります。

良好な景観づくりに資する取組事例	
<p>1 地域外の方々を対象とする取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊野川流域の魅力の多様な発信 (世界遺産に興味がある、熊野川を舟で下ってみたい、自然景観を楽しみたい等、多様なニーズに対する、きめ細かな情報発信) 熊野川流域の魅力をアピールするきっかけづくり (「飛雪の滝キャンプ場」や「小船梅林」でのイベント企画、「飛雪の滝」のライトアップなど) 	など
<p>2 地域に暮らす方々を対象とする取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 来訪者との交流 (宿泊、休憩、食事を楽しむ場の設定など) 地域の歴史や文化を継承する語り部の育成 (養成講座や体験学習の実施など) 	など
<p>3 「川の参詣道」の保全と活用に関する取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 風土に根ざした集落景観や川舟文化の継承 (石積み技術の伝承、地場産材の活用など) 熊野川流域の景観を楽しむ視点場の保全 (浅里展望台へのルート整備、案内板やベンチの設置など) 県境地域の自治体との連携による魅力の創出 (熊野本宮大社から熊野速玉大社までの参詣ルートの復活など) 熊野川流域景観計画の運用 	など

[表紙・写真]

表 右上から、小船梅林、飛雪の滝、御船島（御船祭の様子）、楊枝薬師堂、熊野川
裏 左から、浅里展望台から下流方面への眺望、熊野川上流から三和大橋への眺望、熊野市上川出張所（和気集落）から右岸側への眺望

※裏表紙の写真デザインは、三反帆をイメージしています。



熊野川流域景観計画

平成27年1月9日 公表

平成27年4月1日 発効

平成29年1月6日 変更

発行：三重県 県土整備部 景観まちづくり課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL:059-224-2748 FAX:059-224-3270

E-mail:keimachi@pref.mie.jp